

# “藤枝・猫虐待”S氏を告発・書類送検 厳正、公正かつ適切な処分を求める署名のお願い

◆ 罪 名	子猫 「みだりに傷つけ虐待」動物愛護管理法違反 成猫 「みだりに殺し虐待死」動物愛護管理法違反
◆ 書類送検	2009年5月15日
◆ 提出先	静岡地方検察庁
◆ 経 緯	2008年9/27仮譲渡の猫2匹が10/1早朝 重体と死亡。

この猫虐待事件は、静岡県内外の関係各位の方々のご協力により、告発・書類送検までたどりつくことができましたが、今後その処分に関しては不透明です。  
署名用紙と合わせてご一読いただき、その主旨に賛同いただける方は署名への参加をよろしくお願い申し上げます。

.....

2008年10月1日 04:03 受信

「(成猫)が死んでしまいました。(子猫)はなんとか生きていますが」  
いたって健康な2匹がおためしのホームステイに入り、3日後このメールがS妻の携帯より届きました。

健康に関する約束、翌週の家庭訪問も約束し、子供たちがはしゃぐなか仮譲渡契約書を交わし、一見何も問題なく幸せそうな家庭にあずけたはずが、たった3日で成猫の命が消え、子猫は動くこともままならない姿となりました。

S家より戻した猫2匹はともにひどく蚤がわき、子猫の顔面は腫れあがり、赤い目、皮膚の黒い斑点、怯えぐったりし歩くこともできない様子から家庭内事故とは考えにくく、獣医師の意見を仰ぐこととなりました。

S夫妻は本件虐待が発覚し、警察の事情聴取や行政の訪問後も、幼い子供を伴い複数人と猫や犬の譲渡交渉をくり返していました。  
本件の前後には、S氏が飼っていた猫や金魚が死に、犬に対する虐待を行ったことが発覚しています。幼い子供は親の虐待時の様子を見ており、夫妻の罪の意識が薄いことを物語っています。

たとえ小さくとも愛護動物の命と心は、私たちと同じく法律によって守られているはずで  
す。「動物の愛護及び管理に関する法律」の改正、そして新たに愛護推進計画がはじ  
まり、行政をはじめ一般社会に大きな変化が期待されています。

命をもてあそび、心を裏切る、この加害者に対し動物愛護法が機能しないことは、さらなる不法行為を助長することになりかねません。  
私どもは、今後の同種犯罪を防ぐ警鐘の意味も含め、厳正、公正かつ適切な処分をもって対処して頂きたい、静岡地方検察庁へ署名をもって嘆願いたします。